一一九　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　三一　特13　五六

○内閣府、文部科学省、厚生労働省

一　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示　三一　73　二四

○内閣府、農林水産省

一　独立行政法人通則法の規定に基づき内閣総理大臣及び農林水産大臣の指定する有価証券及び金融機関を定める件の一部を改正する件　三一　73　二五

○宮内庁

三　天皇皇后両陛下は福島県及び宮城県へ行幸啓になる件　三　二

四　天皇皇后両陛下は奈良県へ行幸啓になる件　一〇　三

○国家公安委員会

八　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　二五　68　二四

九　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二五　68　二六

○金融庁

七　銀行法施行規則及び金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件　一一　六

八　損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき自動車損害賠償責任保険基準料率を告示する件　一六　58　四三

九　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二五　68　二七

一〇　保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件及び保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件　二八　69　三九

一一　特定目的会社又は受託信託会社等が保有することができる有価証券及び特定目的会社が預金をすることができる銀行その他の金融機関を指定する件等の一部を改正する件　二九　70　七三

一二　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　三〇　三

一三　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づき内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限の一部を委任する件　三一　二

一四　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　三一　二

一五　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件　三一　73　二五

一六　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第八項及び第九項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を定める件　三一　73　二五

一七　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五ロ及び同項第二十一号の六ロの規定に基づき、金融庁長官が定める方法を定める件　三一　73　二七

○金融庁、法務省

二　社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件　二二　四

○金融庁、法務省、財務省

一　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　一一　七

二　〃　二九　五

○金融庁、財務省

一　保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の規定に基づき、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件の一部を改正する件　二八　69　三九

二　保険業法第二百六十五条の四十三第一号及び第二号の規定に基づく保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件　二九　70　七五

○金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示　二五　四

○農林水産省、財務省

一　農水産業協同組合貯金保険機構が保有することができる有価証券等を指定する件の一部を改正する件　三一　73　二七

○金融庁、厚生労働省

一　労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件等の一部を改正する件　二九　70　七六

○金融庁、厚生労働省、経済産業省

一　株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件　二九　70　七六